

J:COM オンライン診療 物品販売規約

JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関

2026年4月1日

第1章 総則

第1条 (適用等)

表題記載の会社は、料金表記載の商品およびその付属品の販売に関して、この規約（以下「本規約」といいます）を定めます。なお、表題記載の会社のうち、料金表記載の商品およびその付属品の販売に関する契約を行った者（以下「契約者」といいます。）が本規約に基づく申し込みの際に、申し出た住所をサービス提供地域として所管する会社を便宜的に「当社」といいます。

第2条 (変更等)

当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約の変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）または電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用がある場合には、放送法第150条または電気通信事業法第26条第1項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知および説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第2章 契約

第1節 契約条件

第3条 (申込みをすることができる条件)

当社が別に定める J:COM オンライン診療利用規約に基づく、サービス提供を受けることを希望する者に限り、本規約に基づく販売契約（以下「販売契約」といいます。）の申込みを行うことができます。

2 当社は、当社が認める場合を除き、別表1に定める当社のグループ会社（以下「当グループ」といいます。）のサービス提供区域に現に居住している者と、本規約に定める契約の締結を行います。ただし、大分県に居住している者は対象外となります。

3 当社は、本規約に基づく販売を行う商品の数量を制限する場合があります。

第2節 契約成立

第4条 (契約の申込み方法および承諾等)

販売契約締結の申込みをするときは、別に定める当グループ所定の申込方法に従うものとします。

2 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 販売契約の申込みをした者（以下「申込者」といいます。）が、本規約または当社が提供するサービスに関する約款もしくは利用規約等に基づく債務（以下「当社債務」といいます）の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条第3項の制限を超えるとき。
- (3) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (4) その他当社が不相当と判断したとき。

第5条 (契約の成立時点)

販売契約は、前条第2項各号の場合を除き、申込者による申込みを当社が承諾した日に成立するものとします。

第3節 契約変更

第6条 (届出事項の変更)

申込者は、当社に届け出た氏名、住所または連絡先等の変更をした場合、速やかに当社に通知するものとします。

2 前項の通知がないために、当社（第21条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合、通常到達すべき時に到達したものとします。

第4節 契約解約・解除

第7条 (契約申込みの撤回)

申込者は、申込日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該販売契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定に基づく申込みの撤回または販売契約の解除を行った場合で、かつ、申込者が当該販売契約に基づき当社より引き渡された商品を保有している場合、申込者は、当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。

4 前項の場合で、かつ、当該商品の当社への返却がなされない場合、申込者は、以下の各号の金額を賠償するものとします。

(1) 該当の商品が、本規約第11条以下に定める販売契約（以下「販売契約」といいます。）に基づき提供された物（以下「販売品」といいます）である場合
当該販売品の代金相当額

(2) (削除)

第8条 (削除)

第9条 (削除)

第10条 (削除)

第3章 販売契約

第11条 (販売)

当社は、料金表記載の商品を、同表記載の料金で販売いたします。

第12条 (所有権・危険負担)

販売品の所有権および危険負担は、当社から購入者へ販売品の引渡時点で移転するものとします。

第13条 (故障交換)

販売品の保証期間は2年間とし、その間に発生した自然故障（当該機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず、生じる電氣的・機械的故障で、かつ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。）について、当社は、無償で交換を行います。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は保証対象外となります。

2 前項までの規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者は当該販売品の代金相当額を賠償する責任を負うものとします。

第14条 (販売品に関する免責)

前条に定めるもののほか、当社は、販売品に関する一切の責任を負わないものとします。

第4章 (削除)

第 15 条 (削除)

第 16 条 (削除)

第 5 章 (その他サービス)

第 17 条 (初回サポート)

販売品を契約者が初めて利用する際に、当社は、無償で、別表 2「初回サポート」に記載する内容のサポートを行います。

第 6 章 料金

第 1 節 料金の計算および支払い

第 18 条 (支払方法)

契約者は、別に当社が定める支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第 21 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

2 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いいただきます。なお、当社または当グループとの間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、契約者に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくことがあります。

3 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4 (削除)

5 (削除)

6 (削除)

第 19 条 (期限の利益の喪失)

契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売借契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 当社債務の支払いを遅滞し、当社（第 21 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第 21 条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。
- (2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

第 2 節 割増金および延滞利息

第 20 条 (延滞処理)

契約者が、当社債務の支払いを遅滞したときは、当月の支払期日に支払が無い場合で、翌月分とあわせて支払うこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、延滞手数料（600 円（税込 660 円））を加算して当社に支払うものとします。なお、契約者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定

を適用するものとします。

2 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

3 第1項の延滞処理にもかかわらず、購入者が、当社債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

4 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第7章 雑則

第21条（債権の譲渡）

当グループは、購入者に対する販売契約に基づく債権を当グループの各社、または、その他第三者に譲渡することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡および当グループが契約者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の場合において、譲渡先が当グループの各社の場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

第22条（契約上の地位の譲渡）

契約者は、本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または、自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第23条（個人情報の取扱い）

当社は、当社および当グループにおける販売契約に係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求、アフターサービス業務またはその他の当社の本規約に係る業務の遂行などのために、個人情報を利用いたします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に当たっては、当社が購入者の個人情報を利用することがあります。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者へ委託することがあります。

4 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

契約者は、本規約に基づく契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当グループの信用を毀損し、または当グループの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、または、販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との販売契約について、解除等（販売契約の申込みを承諾しないことまたは催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 契約者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前2項の規定の適用により、当グループに損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負うものとします。

別表1 (当社のグループ会社)

JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関

別表2 (初回サポート)

初回サポート	
サービス項目	実施範囲
オンライン診療アプリ 設定作業	WEB カメラ設置設定
	TV 設定(HDMI 連動)
	アプリ設定
	医療機関登録
	アップデート対応
	操作説明

料金表

当社は、本サービスに係る料金を、J:COM オンライン診療利用規約に定めるほか、定めのないものについてはこの料金表に従い適用します。

1. 販売品

区分	販売価格
J:COM オンライン診療用 WEB カメラ	6,980 円 (税込 7,678 円)

2. (削除)

附則

本規約は 2021 年 7 月 1 日から施行します。

本規約は 2021 年 11 月 1 日から施行します。

本規約は 2022 年 2 月 3 日から施行します。

本規約は 2023 年 1 月 10 日から施行します。

本規約は 2023 年 2 月 24 日から施行します。

本規約は 2025 年 7 月 1 日から施行します。

本規約は 2026 年 4 月 1 日から施行します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。